

令和6年度 新宿区立保育園・子ども園一般保育補助員甲等 募集案内

この採用選考は、新宿区保育園・子ども園一般保育補助員甲等の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数	備考
福祉系	保育園障害児保育一般補助員	1名	①
福祉系	子ども園障害児保育一般補助員	3名	②～④
福祉系	子育て支援事業補助員 甲	1名	⑤
福祉系	子ども園一般保育補助員 甲	1名	⑥
福祉系	子ども園延長保育補助員 甲	1名	⑦

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

保育園及び子ども園の園長の指示を受けて保育業務に従事し、保育士を補助する。

4 勤務場所及び任用期間

①新宿区立弁天町保育園 保育園障害児保育一般補助員 1名

住所：新宿区早稲田町78（区立鶴巻南公園内）

勤務時間：9時00分から17時00分までの実働6時間、休憩時間60分

週休日：原則として土・日曜日

任用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

②新宿区立しなのまち子ども園 子ども園障害児保育一般補助員 1名

住所：新宿区信濃町20

勤務時間：9時00分から17時00分まで 実働6時間、休憩時間60分

週休日：原則として土・日曜日

任用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。③

③新宿区立あいじつ子ども園 子ども園障害児保育一般補助員 1名

住所：新宿区北町17

勤務時間：12時30分から18時30分までの実働6時間

週休日：原則として土・日曜日

任用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

④新宿区立西新宿子ども園 子ども園障害児保育一般補助員 1名

住所：新宿区西新宿4-35-5

勤務時間：12時30分から18時30分までの実働6時間

週休日：原則として土・日曜日

任用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

⑤新宿区立柏木子ども園 子育て支援事業補助員 甲（一時保育） 1名

住所：新宿区北新宿2-3-7（乳児園舎）

勤務時間：9時00分から16時00分まで 休憩時間60分

週休日：日曜日及び月曜日から土曜日のうちの1日（月に1、2回土曜日勤務あり）

任用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和6年4月1日以降の任用を保障するものではありません

⑥新宿区立西落合園 子ども園一般保育補助員 甲 1名

住所：新宿区西落合1-31-24

勤務時間：9時00分から16時00分まで 休憩時間60分

週休日：原則として土・日曜日

任用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません

⑦新宿区立西新宿子ども園 子ども園延長保育補助員 甲 1名

住所：新宿区西新宿4-35-5

勤務時間：13時30分から19時30分まで 休憩時間要相談

週休日：原則として土・日曜日

任用期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません

5 受験資格

①～④ 保育士資格、幼稚園教諭、看護師のいずれかの資格

⑤ 保育士資格、幼稚園教諭のいずれかの資格

⑥・⑦ 保育士資格

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 選考方法、日時及び場所

日時・会場	令和6年4月5日（金）午前 新宿区役所 ※面接日時等の詳細は、郵送にてお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	面接後10日以内に通知します。 ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

7 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、自署欄に署名をして、下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区子ども家庭部保育課で配布します。また、新宿区ホームページの「保育園・子ども園等」にある「保育園・子ども園の保育補助員等(会計年度任用職員)の募集」からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。 <提出書類> <ul style="list-style-type: none">・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書・ 作文（400字詰め原稿用紙1枚程度に志望動機を自筆で記入）・ 資格証のコピー・ 返信用封筒 ※長形3号にご自分の住所、氏名を記載し、84円切手を貼ったもの <郵送の場合> <ul style="list-style-type: none">・ A4判が入る大きさの封筒に申込書、作文、返信用封筒を入れ、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期限	令和6年3月28日(木) (必着)まで ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区子ども家庭部保育課運営係 電話 03-5273-4525 FAX03-3209-2795

8 勤務条件

勤務時間	勤務時間は、「4. 勤務場所及び任用期間」のとおり 週5日勤務（週30時間勤務） ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日は、「4. 勤務場所及び任用期間」のとおり 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	（有給休暇） 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等があります。 （無給休暇） 母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額 219,064円（地域手当相当分を含む。） 期末手当（賞与）支給（一定の勤務要件あり） ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用される可能性があります。再度任用は公募を原則といたします。特例で公募によらない再度の任用を行う場合、連続4回が上限となります。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

9 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみします。

【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

所在地 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話 03-5273-4525（直通）（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

F A X 03-3209-2795